

議案第138号

つくば市監査委員条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年2月13日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市監査委員条例の一部を改正する条例

つくば市監査委員条例（昭和63年つくば市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条中「27日及び」を削る。

第8条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文があること及び例月現金出納検査の実施日について現状に即した改正を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市監査委員条例（昭和63年つくば市条例第6号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第5条（略） （現金出納の検査）</p> <p>第6条 法第235条の2第1項に規定する現金出納検査は、毎月_____28日に行う。ただし、その日がつくば市の休日を定める条例（平成元年つくば市条例第54号）第1条第1項に規定するつくば市の休日に当たるとき、又は特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第7条（略） （職員の賠償責任の監査等）</p> <p>第8条 監査委員は、<u>法第243条の2の8第3項</u>又は第8項後段の規定により市長から監査又は意見を求められたときは、60日以内に監査結果報告書又は意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第9条（以下略）</p>	<p>第1条—第5条（略） （現金出納の検査）</p> <p>第6条 法第235条の2第1項に規定する現金出納検査は、毎月<u>27日及び28日</u>に行う。ただし、その日がつくば市の休日を定める条例（平成元年つくば市条例第54号）第1条第1項に規定するつくば市の休日に当たるとき、又は特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第7条（略） （職員の賠償責任の監査等）</p> <p>第8条 監査委員は、<u>法第243条の2の2第3項</u>又は第8項後段の規定により市長から監査又は意見を求められたときは、30日以内に監査結果報告書又は意見書を提出しなければならない。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>第9条（以下略）</p>